

## 国立大学法人広島大学の年度評価実施要領

(令和5年1月27日 学長決裁)

令和6年2月8日 一部改正

本実施要領は、「令和4年度（第4期中期目標期間）以降の広島大学の評価制度の基本方針」（令和3年12月27日）に基づき、各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）について必要な事項を定める。

### 1 評価の概要

- (1) 年度評価は、本学が独自に策定した各事業年度の年度計画についての「項目別評価」により実施する。
- (2) 「項目別評価」は、年度計画の記載項目ごとに主担当理事室等が自己点検・自己評価を行い、これをもとに、評価委員会において検証・評価を行う。
- (3) 「項目別評価」の結果を踏まえつつ、評価委員会が総括する。

### 2 項目別評価の方法

- (1) 中期目標の大項目（Ⅰ 教育研究の質の向上、Ⅱ 業務運営の改善及び効率化、Ⅲ 財務内容の改善、Ⅳ 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供、Ⅴ その他業務運営に関する重要事項）の下に置かれた項目の評価

#### ①主担当理事室等による自己点検・自己評価

- ・組織目標推進シートA-1を自己点検・評価シートとして活用し、各年度計画の期末までの進捗状況を踏まえ、その達成状況についてⅠ～Ⅳの4段階で評価する。

Ⅳ：年度計画を上回って実施している

Ⅲ：年度計画を十分に実施している

Ⅱ：年度計画を十分には実施していない

Ⅰ：年度計画を実施していない

- ・その際、各年度計画に設定された評価指標の達成状況を記載するとともに、判断理由及び計画の実施状況を、簡潔に記述する（実施事項の網羅的な記載はしないものとする）。

- ・特に、優れた実績・成果が認められる取組や未達成の事項がある場合は必ず記述する。

- ・前年度に評価委員会から指摘された事項（改善を要する点）がある場合は、その改善状況を、別途、記述する。

#### ②評価委員会による自己評価の検証・評価

各年度計画について、主担当理事室等の自己評価を、指標の達成状況及び計画の実施状況等から総合的に検証する。評価委員会による評定が主担当理事室等による自己評価と異なる場合等には、コメントを付し、判断理由等を示す。さらに、特筆すべき点や改善を要する点がある場合は、意見を記述する。

なお、「国立大学法人の第4期中期目標期間の業務実績評価に係る実施要領」（令和5年3月23日国立大学法人評価委員会決定）において、以下のとおり

評価指標の取扱いが示されていることから、これに即した自己評価の検証・評価を行うものとする。

<評価指標の取扱い>

・ 中期目標を達成するための全ての中期計画において、達成度を測る評価指標が設定されたことから、当該評価指標の達成状況に重点を置いた評価を行う。その際、各法人の質的向上を促す観点から、国立大学法人評価委員会が指定する意欲的な評価指標に掲げられた達成水準を満たした場合には、ほかの評価指標に掲げられた達成水準を満たした場合よりも高く評価するとともに、意欲的な評価指標の達成水準を満たしていない場合でも、取組に係る進捗を確認した上で評価を行う。

(2) 「Ⅵ その他」の項目の評価

① 主担当理事室による自己点検

・ 組織目標推進シートA-1を年度計画の自己点検・評価シートとして活用し、各年度計画の期末までの進捗状況を踏まえ、その達成状況についてⅠ～Ⅳの4段階で評価する。

Ⅳ：年度計画を上回って実施している

Ⅲ：年度計画を十分に実施している

Ⅱ：年度計画を十分には実施していない

Ⅰ：年度計画を実施していない

・ その際、取組の定量的・客観的な実施状況を、簡潔に記述する（すべての実施事項の網羅的な記載はしない）。特に、優れた実績・成果が認められる取組や未実施の事項がある場合は必ず記述する。

・ 前年度に評価委員会から指摘された事項（改善を要する点）がある場合は、その改善状況を、別途、記述する。

② 評価委員会による自己評価の検証・評価

各年度計画について、主担当理事室等の自己評価を、計画の実施状況等から検証する。評価委員会による評定が主担当理事室等による自己評価と異なる場合等には、コメントを付し、判断理由等を示す。さらに、特筆すべき点や改善を要する点がある場合は、意見を記述する。

3 評価委員会による評価の総括

(1) 自己点検・評価結果の概況

年度計画ごとの評価をもとに、中期目標の項目ごとの達成状況について、以下の6段階で評定を行う。

評定	判断基準（目安）
特筆すべき進捗状況にある	評価委員会が特に認める場合
計画以上の進捗状況にある	すべてⅣ又はⅢかつ計画以上の成果が認められる場合
順調に進んでいる	すべてⅣまたはⅢ
おおむね順調に進んでいる	1つ以上の計画がⅡ以下

遅れている	1つ以上の計画がⅡ以下かつ計画通りの成果が認められない場合
重大な改善事項がある	評価委員会が特に認める場合

(2) 講評

中期計画の進捗状況全体について講評を行う。その際、当該年度の特筆すべき点や注目すべき取組を取り上げるものとし、また、中期計画の進捗において遅れが認められる場合にはこれを指摘し、改善を促すものとする。

4 その他

本実施要領を踏まえつつ、具体的な評価方法等については必要に応じ修正等を加えるものとする。また、本実施要領については、年度評価の実施結果等を踏まえ、見直し・改善等を図るものとする。